

「指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護」（ユニット型を含む。）

重要事項説明書

本事業所は、ご契約者に対し短期入所生活介護サービスを提供するにあたり、事業の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事項について、別紙のとおりご説明いたします。

社会福祉法人 春圃会

特別養護老人ホーム 春圃苑

短期入所生活介護事業所	ユニット型短期入所生活介護事業所
※記載方法として、共通項目は纏めて記載しており、事業所ごとに相違する事項に限り、分けて記載しております。	
1. 事業者 (1) 法人名 社会福祉法人 春圃会 (2) 法人所在地 宮城県気仙沼市本吉町中島358番地3 (3) 電話番号 0226-42-3100 (4) 代表者氏名 理事長 菅原 和幸 (5) 設立年月日 平成2年7月12日	
2. 事業所の概要 (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成12年4月1日指定 指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成18年4月1日指定 事業所番号 宮城県指定第0473600021号 本事業所は特別養護老人ホーム春圃苑、及び春圃苑小泉デイサービスセンター及び春圃苑ヘルパーステーションに併設されています。 (2) 事業所の目的 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下、「指定短期入所生活介護等」という。）介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービス、介護予防短期入所生活介護サービス（以下、「短期入所生活介護サービス等」という）を提供します。 (3) 事業所の名称 社会福祉法人春圃会 特別養護老人ホーム春圃苑 (4) 事業所の所在地 宮城県気仙沼市本吉町中島358番地3 (5) 電話番号 0226-42-3100 (6) 施設長氏名 苑長 阿部 勝造 (7) 事業所の運営方針	2. 事業所の概要 (1) 事業所の種類 ユニット型指定短期入所生活介護事業所・平成25年4月1日指定 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成25年4月1日指定 事業所番号 宮城県指定第0470500935号 本事業所は特別養護老人ホーム春圃苑、春圃苑小泉デイサービスセンター及び春圃苑ヘルパーステーションに併設されています。 (2) 事業所の目的 ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護（以下、「指定短期入所生活介護等」という。）介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、ユニット型短期入所生活介護サービス、ユニット型介護予防短期入所生活介護サービス（以下、「ユニット型短期入所生活介護サービス等」という）を提供します。 (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム春圃苑 (4) 事業所の所在地 宮城県気仙沼市本吉町中島358番地3 (5) 電話番号 0226-42-3100

短期入所生活介護計画に基づき、ご契約者にとって必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、社会的孤立感の解消、及び心身の機能維持並びにご契約者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減に資することに努めます。

(8) 開設年月日 平成3年4月1日

(9) 通常の送迎の実施地域は、気仙沼市及び南三陸町の区域とします。
上記区域内送迎利用料金については、介護保険給付の対象です。
上記区域を超える地域にお住まいの方でもご利用いただけますが本苑の送迎を利用する場合については、区域外超過料金を別途申し受けます。

(10) 営業日及び営業時間 年中無休、24時間のサービス提供です。
ご利用お申し込みは、随時受付をいたしております。

(11) 利用定員 10人

3. 居室の概要

(1) 居室の概要

ご契約者に対して、以下の居室・設備をご用意しております。ご利用される居室は、原則として4人部屋ですが、個室のご利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい（ただし、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）。

居室・設備の種	室数	備 考
個室	8	
4人部屋	13	
食堂	1	テーブル式・たたみ敷有り
機能訓練室	1	ホットパック他
浴室	1	スロープ式浴槽・リフト浴槽・特殊浴槽
医務室	1	

(6) 施設長氏名 苑長 阿部 勝造

(7) 事業所の運営方針

ユニット型短期入所生活介護計画に基づき、ご契約者にとって必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、社会的孤立感の解消、及び心身の機能維持並びにご契約者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減に資することに努めます。

(8) 開設年月日 平成25年4月1日

(9) 通常の送迎の実施地域は、気仙沼市及び南三陸町の区域とします。
上記区域内送迎利用料金については、介護保険給付の対象です。
上記区域を超える地域にお住まいの方でもご利用いただけますが本苑の送迎を利用する場合については、区域外超過料金を別途申し受けます。

(10) 営業日及び営業時間 年中無休、24時間のサービス提供です。
ご利用お申し込みは、随時受付をいたしております。

(11) 利用定員 20人（空床利用型）

3. 居室の概要

(1) 居室の概要

本施設では、以下の居室・設備をご用意しております。

居室・設備の種	室数	備 考
ユニット数	2	御嶽通りユニット、田束通りユニット
ユニット個室	8	居室内トイレ設置、1ユニット4部屋
ユニット個室	12	居室内トイレ未設置、1ユニット6部屋
合 計	20	1ユニット当たり10人の定員
共同生活室	1	テーブル・たたみ敷有り
浴 室	1	一般浴槽・リフト浴槽
静養室	1	御嶽通りユニットに設置
家族室	1	田束通りユニットに設置
共同トイレ	4	各ユニットに2箇所設置

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用に当たって、ご契約者に法定以外、特別にご負担いただく費用はありません。ただし、個室を使用する場合であって、介護保険法で規定されている経過措置が適用されない場合には、別途個室料をいただきます。

※ ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ、決定するものとします。

(2) ご利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設設備

① テレビ、ラジオ、オーディオ機器等音声を発する機器の持ち込みには許可が必要です。事業所内の状況により判断いたします。

② 電気シーツ、電気毛布、電気アンカ、扇風機等の電気製品使用は、安全確保のうえからご遠慮いただいておりますが、身体状況を勘案し使用を認める場合があります。

③ 事業所の配電設備から電気を使用する場合には、所定の料金をいただきます。

4. 職員の配置状況

ご契約者に対して、短期入所生活介護サービス等を提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置数	基準
施設長（管理者）	1	1
生活相談員	2	1
看護職員	5	2
介護士	21	20
機能訓練指導員	1	1

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、ユニット型指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用に当たって、ご契約者に法定以外、特別にご負担いただく費用はありません。

※ ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ、決定するものとします。

(2) ご利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設設備

① テレビ、ラジオ、オーディオ機器等音声を発する機器の持ち込みには許可が必要です。事業所内の状況により判断いたします。

② 電気シーツ、電気毛布、電気アンカ、扇風機等の電気製品使用は、安全確保のうえからご遠慮いただいておりますが、身体状況を勘案し使用を認める場合があります。

③ 事業所の配電設備から電気を使用する場合には、所定の料金をいただきます。

4. 職員の配置状況

ご契約者に対して、短期入所生活介護サービス等を提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

種	配置数	基準
施設長（管理者）	1	1
生活相談員	1	1
看護職員	2	1
介護士	12	7
機能訓練指導員	1	1

介護支援専門員	2	1
管理栄養士	1	1
医師	1	1
＜主な職種の勤務体制＞		
職種	勤務体制	
介護士	早出 7：00～16：00	
看護師	早出① 7：30～16：30	
生活相談員	中出 8：00～17：00	
介護支援専門員	日勤 8：30～17：30	
機能訓練指導員	遅出 9：00～18：00	
	遅出① 9：30～18：30	
	遅出② 10：00～19：00	
	遅出③ 10：30～19：30	
	遅出④ 11：00～20：00	
	遅出⑤ 11：30～20：30	
	遅出⑥ 12：00～21：00	
	遅出⑦ 12：30～21：30	
遅出⑧ 13：00～22：00		
夜勤	16：00～翌日9：00	
医師	週1回回診	

介護支援専門員	1	1
管理栄養士	1	1
医師	1	1
＜主な職種の勤務体制＞		
職種	勤務体制	
介護士	早出 7：00～16：00	
看護師	早出① 7：30～16：30	
生活相談員	中出 8：00～17：00	
介護支援専門員	日勤 8：30～17：30	
機能訓練指導員	遅出 9：00～18：00	
	遅出① 9：30～18：30	
	遅出② 10：00～19：00	
	遅出③ 10：30～19：30	
	遅出④ 11：00～20：00	
	遅出⑤ 11：30～20：30	
	遅出⑥ 12：00～21：00	
	遅出⑦ 12：30～21：30	
遅出⑧ 13：00～22：00		
夜勤	16：00～翌日9：00	
医師	週1回回診	

5. 本事業所が提供するサービスと利用料金

本事業所では、ご契約者に対して次のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条関係）

＜サービスの概要＞

①食事及び栄養管理

・本事業所では、管理栄養士又は栄養士の立てる献立表により、栄養価並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご契約者の自立支援のため、離床してリビングにて食事をとっていただくことを原則としています。

・食事時間は、朝食7時半、昼食12時、夕食17時から

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います（心身状態により減数の場合があります。）。
- ・歩いて入浴することが困難な方はリフト浴を使用して入浴することができます。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・入浴時間は、毎日／10時～11時半、14時～16時

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用する援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス料金表の利用料金>（契約書第4条関係）

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた金額（自己負担額）をお支払いいただきます。

（利用料金の詳細につきましては、別紙、「特別養護老人ホーム春圃苑 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービス利用料金表」をご参照願います。）

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が、保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条関係）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者のご負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食費

- ・ご契約者に提供する食事の調理及び食材料に係る費用です。
- ・別紙料金表のとおりです。

②滞在費

- ・ご契約者が滞在時に係る光熱水費及び室料です。
- ・従来型個室利用の場合、1日当たり1,231円いただきます。
- ・多床室利用の場合、1日当たり915円いただきます。
- ・ユニット型個室利用の場合、1日当たり1,231円いただきます。

③特別な食事（酒類を含みます。）

- ・ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。
- ・利用料金：要した費用の実費をご負担いただきます。

④電化製品使用料

- ・ご契約者個人で使用する電化製品を持ち込み、利用したことに伴う費用です。
- ・利用料金：電化製品 1件につき1日50円いただきます。

⑤移送サービス料

- ・通院、入院及び外出、外泊並びに通常の送迎の実施地域外への移送サービスを提供します。
- ・事業所からの距離片道5kmまで500円、以後1km増す毎に100円の加算となります。（ただし、1km未満の場合には1kmとみなします。）
- ・利用時間帯は、9：00～17：00の間です

⑥理美容サービス料

- ・月1回、理美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。
- ・理美容料金：要した費用の実費をご負担いただきます。

⑦買い物代行サービス料

- ・ご契約者及びご家族の希望により買い物代行サービスをご利用いただけます。
- ・利用料金：1回につき1,000円いただきます。（本吉地域外）

⑧医療処置材料費

- ・ご契約者が、ご利用中に発生した病気等により治療が必要となり、事業所が行う通常の処方を超えて必要とする外用薬や材料等の諸費用については、その実費負担をお願いします（ただし、持参していただくことを基本としております。）。
- ・利用料金：要した費用の実費をご負担いただきます。

⑨要介護（要支援）認定申請中に入院又は死亡し、要介護（要支援）が認定なされなかった場合には担当介護支援専門員が作成した暫定介護サ

ービス計画に基づく要介護度に応じた介護保険利用料の全額をご負担いただきます。

⑩要介護（要支援）認定が自立と判定された方がご利用した場合、サービス利用料は1日当たり金6,570円です。

⑪その他、日常生活上必要となる諸費用の実費

・日常生活品の購入代金等ご契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

(3) 利用料金の負担がないサービス

事業所が行う行事及びレクリエーション等に参加する費用負担は、所要材料及び食品等の購入費を除きご負担はありません。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条関係）

サービス利用後、精算しご請求いたします。利用料金は、次の方法でお支払いいただきます。

① 下記指定金融機関〔社会福祉法人春圃会〕口座への振込

・気仙沼信用金庫津谷支店 普通預金0188159 （請求後、10日以内をお願いします。）

② 金融機関口座からの自動引き落とし

・ご利用できる金融機関は、気仙沼信用金庫、ゆうちょ銀行、新みやぎ農業協同組合（引き落とし日は毎月20日の予定です。）

(5) ご利用の中止、変更、追加（契約書第8条関係）

①ご利用予定日の前に、ご利用者の都合により、短期入所生活介護サービス等の利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業所にお申し出て下さい。

②ご利用予定日の前日までにお申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

・ご利用予定日の前日までに申し出があった場合は無料となりますが、ご利用予定日の前日までに申し出がなかった場合は、サービス利用に係る1日の自己負担相当額

③サービス利用の変更・追加のお申し出に対しては、事業所の稼働状況により、ご契約者のご希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日をご契約者に提示してご協議いたします。

6. 連帯保証人（契約書第21条の2関係）

利用契約を締結するに当たり、連帯保証人1人を定めるものとします。ただし、連帯保証人をたてることができない正当な理由があると認められる場合には、この限りではありません。何らかの事由により連帯保証人の変更を生じたときには、新たに連帯保証人を定めていただきます。

7. 苦情の受付について（契約書第23条関係）

(1) 本事業所における苦情の受付

本事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情解決責任者 特別養護老人ホーム春圃苑 苑長 阿部勝造

苦情受付窓口 特別養護老人ホーム春圃苑 生活支援第1課 課長 佐藤成子・西拔和也
生活支援第2課 課長 芳賀勝成

苦情受付連絡先 TEL 0226-42-3100 FAX 0226-42-3117

受付時間 8:30~17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

機関名	所在地	電話番号	受付時間
気仙沼市高齢介護課	宮城県気仙沼市八日町一丁目1番1号	0226-22-3462	8:30~17:15
気仙沼市本吉総合支所保健福祉課	宮城県気仙沼市本吉町津谷舘岡10	0226-42-2975	8:30~17:15
南三陸町保健福祉課高齢者福祉係	宮城県南三陸町志津川字沼田56番地2	0226-46-3041	8:30~17:15
宮城県国民健康保険団体連合会	宮城県仙台市青葉区上杉1丁目2番3号	022-222-7700	9:00~16:00
宮城県社会福祉協議会運営適正化委員会	宮城県仙台市青葉区上杉3丁目3番1号	022-716-9674	9:00~17:00

(3) 苦情処理の体制及び手順等について

別紙「社会福祉法人春圃会の苦情解決制度についてのお知らせ」を参照してください。

8. 緊急時の対応方法

ご契約者の容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講じるほか、速やかにご家族にご連絡いたします。

また、ご利用者又はご家族様からお休み等の連絡がなく、自宅等にお迎えにあがった際又は訪問した際、こちらからの呼び掛けに応答がない場合は、次の措置を講じますので、あらかじめご了承ください。

- ① 最初に緊急連絡先へ確認を行います。
- ② 次に緊急連絡先に連絡が付かない場合は、体調不良などの万一を想定し、職員が複数名又は第三者同行で自宅内に入り安否確認を行います。
- ③ 更に施錠により自宅内の状況が把握できない場合は警察へ通報し、自宅内の安否確認を依頼する場合があります。

※緊急連絡先

氏名	
住所	
電話番号	
携帯電話番号	
連絡先続柄	

※上記不在の場合の緊急連絡先

氏名	
電話番号	
携帯電話番号	
連絡先続柄	

9. 事故発生時の対応

施設サービス提供に伴って、本事業者の責に帰すべき事項により、ご契約者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、ご契約者に対して、その損害を賠償するものとします。ただし、本事業者の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

10. 非常時災害対策

本事業所では、消防法の規定に基づく消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定し、職員及びご契約者が参加する消火、通報又は避難の訓練を少なくとも月1回実施し、そのうち年2回以上は、総合訓練を実施します。

本事業所では、消防法の規定に基づく消防用設備及び風水害、地震等の災害に際して必要な設備を設けるとともに、防災設備等の自主点検を定期的を実施します。

ご契約者は、健康上又は防災等の緊急事態の発生に気がついた場合には、ナースコール等の最も適切な方法で、施設職員に事態の発生を知らせていただきます。

11. 秘密の保持

職員は、正当な理由がなく、業務上知り得たご契約者又はそのご家族の情報を第三者に漏らしてはならないことと取り決めています。

本事業所職員であった者は、正当な理由がなく、業務上知り得たご契約者又はそのご家族の情報を漏らさないよう保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの情報を漏らさないように、職員との雇用契約において必要な措置を講じています。

個人情報の利用目的（「個人情報に関する同意について」参照）に沿って、ご契約者又はそのご家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめご契約者又はそのご家族の同意を得ることとしています。

12. その他

その他、諸々のご要望、お問い合わせにつきまして、ご遠慮なくお申し出ください。ご依頼の介護支援専門員、介護支援事業者と相談のうえ、お答えします。

※第三者評価の実施はありません。

指定短期入所生活介護サービス（ユニット型短期入所生活介護サービスを含む。）等の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

所在地 宮城県気仙沼市本吉町中島 3 5 8 番地 3

法人名 社会福祉法人 春圃会

代表者名 理事長 菅原 和幸

事業所名 特別養護老人ホーム春圃苑

説明者氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス（ユニット型短期入所生活介護サービスを含む。）等の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所 _____

利用者氏名 _____

代理人住所 _____

代理人氏名 _____

連帯保証人住所 _____

連帯保証人氏名 _____

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、ご利用申込者又はそのご家族への重要事項説明のために作成したものです。

令和7年10月 1日改正